

## 北海道病院事業推進委員会条例（平成28年北海道条例第11号）

（設置）

第1条 道が経営する病院事業（次条において「病院事業」という。）の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。
- (2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。
- (3) 知事の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 医療に関する知見を有する者
- (2) 企業の経営に関する知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

（委員長への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年7月23日までとする。

(旧)



(新)

新・北海道病院事業改革プラン評価委員会設置要綱	北海道病院事業推進委員会条例
<p><b>(設置)</b> 第1条 「新・北海道病院事業改革プラン」(以下「新プラン」という。)の推進状況について、外部有識者による幅広い見地からの客観的な点検・評価を行うため、「新・北海道病院事業改革プラン評価委員会」(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><b>(所掌事項)</b> 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 道立病院の経営実績に関する点検・評価を行うこと。 (2) 道立病院の経営改善に向けた指導・助言を行うこと。 (3) 新プランの初期段階における道立病院の経営の見通しについて、意見を提出すること。</p> <p><b>(組織)</b> 第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>(1) 医療有識者 (2) 経営有識者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>(委員長)</b> 第4条 委員会に委員長を置く。 2 委員長は、委員が互選する。 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p><b>(会議)</b> 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。</p> <p><b>(謝金)</b> 第6条 委員(前条第4項に規定する者を含む。次条第1項において同じ。)が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。</p> <p><b>(旅費)</b> 第7条 委員が会議の出席その他の委員会の職務のため旅行したときは、その旅行に対し、費用弁償として北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)に基づく旅費を支給する。 2 前項の旅費の額は、北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の適用を受ける職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額とする。</p> <p><b>(庶務)</b> 第8条 委員会の庶務は、北海道保健福祉部医療政策局道立病院室において処理する。</p> <p><b>(委員長への委任)</b> 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>	<p><b>(設置)</b> 第1条 道が経営する病院事業(次条において「病院事業」という。)の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道病院事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><b>(所掌事項)</b> 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。 (2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。 (3) 知事の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p><b>(組織)</b> 第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</p> <p><b>(委員及び特別委員)</b> 第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1) 医療に関する知見を有する者 (2) 企業の経営に関する知見を有する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p><b>(委員長)</b> 第5条 委員会に委員長を置く。 2 委員長は、委員が互選する。 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p><b>(会議)</b> 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p><b>(専門部会)</b> 第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。</p> <div data-bbox="805 1534 1508 1870" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>&lt;北海道特別職職員の給与等に関する条例(抜粋)&gt;</b> (非常勤の委員等の報酬) 第6条 第1条各号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員以外のもの(以下「非常勤の委員等」という。)には、報酬を支給する。 (費用弁償) 第9条 非常勤の委員等が会議の出席その他の公務のため旅行したときは、その旅行に対し、費用弁償として別表第2に定める額の旅費を支給する。</p> <p>----- 一般職の道職員の行政職給料表による10級の職務にある者の旅費相当額 -----</p> </div> <p><b>(規定なし)</b></p> <p><b>(委員長への委任)</b> 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>